

(議案別冊 2)

令和4年度

川越市予算書

一般会計

特別会計

(令和4年2月16日提出)

目 次

* 一 般 会 計 予 算	(議 案 第 2 4 号) -----	1 頁
---------------	-----------------------	-----

[特 別 会 計]

* 国 民 健 康 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 5 号) -----	1 5 頁
* 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 6 号) -----	1 8 頁
* 歯 科 診 療 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 7 号) -----	2 0 頁
* 介 護 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 8 号) -----	2 2 頁
* 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 9 号) -----	2 5 頁
* 川 越 駅 東 口 公 共 地 下 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 3 0 号) -----	2 7 頁
* 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 3 1 号) -----	2 9 頁
* 水 道 事 業 会 計 予 算 (議 案 第 3 2 号) -----	3 3 頁
* 公 共 下 水 道 事 業 会 計 予 算 (議 案 第 3 3 号) -----	3 7 頁

議案第 2 4 号

令和 4 年度川越市一般会計予算

令和 4 年度川越市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 116,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 市 税		57,477,597 千円
	1 市 民 税	25,542,690
	2 固 定 資 産 税	23,204,057
	3 軽 自 動 車 税	712,415
	4 市 た ば こ 税	2,120,293
	5 入 湯 税	616
	6 事 業 所 税	1,653,158
	7 都 市 計 画 税	4,244,368
2 地 方 譲 与 税		853,554
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	188,400
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	628,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	37,154
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		200,000
	1 配 当 割 交 付 金	200,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		200,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		510,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	510,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		7,700,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	7,700,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		52,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		80,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000
10 地 方 特 例 交 付 金		371,065
	1 地 方 特 例 交 付 金	371,065
11 地 方 交 付 税		2,340,000

款	項	金額
	1 地方交付税	2,340,000 千円
12 交通安全対策特別交付金		42,102
	1 交通安全対策特別交付金	42,102
13 分担金及び負担金		879,533
	1 分担金	49
	2 負担金	879,484
14 使用料及び手数料		1,955,790
	1 使用料	1,305,579
	2 手数料	650,211
15 国庫支出金		21,019,208
	1 国庫負担金	18,814,785
	2 国庫補助金	2,114,657
	3 委託金	89,766
16 県支出金		8,472,102
	1 県負担金	6,015,124
	2 県補助金	1,560,862
	3 委託金	896,116
17 財産収入		233,832
	1 財産運用収入	168,463
	2 財産売払収入	65,369
18 寄附金		221,979
	1 寄附金	221,979
19 繰入金		4,220,246
	1 基金繰入金	4,053,873
	2 他会計繰入金	166,373
20 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
21 諸収入		3,011,592
	1 延滞金、加算金及び過料	107,800

款	項	金額
	2 市 預 金 利 子	59 千円
	3 貸 付 金 元 利 収 入	550
	4 受 託 事 業 収 入	184,217
	5 雑 入	2,718,966
22 市 債		5,849,400
	1 市 債	5,849,400
歳 入	合 計	116,720,000

(2) 歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		640,083 千円
	1 議 会 費	640,083
2 総 務 費		11,565,178
	1 総 務 管 理 費	9,455,127
	2 徴 税 費	1,293,467
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	464,311
	4 選 挙 費	225,548
	5 統 計 調 査 費	34,629
	6 監 査 委 員 費	92,096
3 民 生 費		54,001,561
	1 社 会 福 祉 費	25,814,710
	2 児 童 福 祉 費	20,205,676
	3 生 活 保 護 費	7,979,151
	4 災 害 救 助 費	2,024
4 衛 生 費		13,173,806
	1 保 健 衛 生 費	5,385,502
	2 清 掃 費	5,538,304
	3 下 水 道 費	2,250,000
5 労 働 費		150,814

款	項	金額
	1 労 働 費	150,814 千円
6 農 林 水 産 業 費		782,008
	1 農 業 費	782,008
7 商 工 費		946,112
	1 商 工 費	946,112
8 土 木 費		6,545,798
	1 土 木 管 理 費	626,243
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,868,015
	3 河 川 費	558,143
	4 都 市 計 画 費	3,169,932
	5 住 宅 費	323,465
9 消 防 費		4,683,841
	1 消 防 費	4,683,841
10 教 育 費		12,730,215
	1 教 育 総 務 費	3,929,370
	2 小 学 校 費	1,296,561
	3 中 学 校 費	833,133
	4 高 等 学 校 費	826,177
	5 特 別 支 援 学 校 費	16,403
	6 社 会 教 育 費	2,528,790
	7 学 校 保 健 費	3,299,781
11 災 害 復 旧 費		2,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,000
12 公 債 費		11,216,707
	1 公 債 費	11,216,707
13 諸 支 出 金		131,877
	1 普 通 財 産 取 得 費	48,722
	2 土 地 開 発 公 社 費	83,155
14 予 備 費		150,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	150,000 千円
歳 出	合 計	116,720,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広報川越の印刷製本に要する経費（令和5年度事業分）	令和4年度から令和5年度まで	契約に基づき決定する期間中における広報川越の印刷製本に要する額
公共用地先行取得費及び公共施設整備費（令和4年度事業分）	令和4年度以降	川越市土地開発公社が市の委託により行う公共用地の先行取得及びその事業の実施とあわせて行う公共施設の整備に要する額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和4年度事業分）	令和4年度から令和9年度まで	元金736,000千円及びこれに伴う利子との合計額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和4年度に借入期限満了となる平成29年度借入分）	同 上	元金1,346,600千円及びこれに伴う利子との合計額
戸籍情報システム機器等設置業務委託	令和4年度から令和5年度まで	3,294千円
市議会議員選挙投票所入場整理券等作成業務委託	同 上	4,288千円
市議会議員選挙労働者派遣業務	同 上	5,425千円
市議会議員選挙公営ポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託	同 上	13,405千円
市議会議員選挙期日前投票所駐車場等整理業務委託	同 上	110千円
市議会議員選挙当日投票所駐車場等整理業務委託	同 上	770千円
市議会議員選挙投票資材搬入搬出（回収）業務委託	同 上	1,465千円
県議会議員選挙労働者派遣業務	同 上	6,229千円
県議会議員選挙公営ポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託	同 上	5,485千円
県議会議員選挙期日前投票所駐車場等整理業務委託	同 上	275千円
県議会議員選挙当日投票所駐車場等整理業務委託	同 上	770千円
県議会議員選挙投票資材搬入搬出（回収）業務委託	同 上	1,465千円

事 項	期 間	限 度 額
統一地方選挙啓発用立看板設置・管理・撤去業務	令和4年度から 令和5年度まで	343千円
統一地方選挙市役所庁舎玄関前立看板設置・管理・撤去業務	同 上	214千円
統一地方選挙投票管理システム用パソコンの賃貸借	同 上	6,385千円
川越市生活困窮者学習・生活支援事業業務委託（令和5年度事業分）	同 上	9,216千円
川越市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託（令和5年度事業分）	同 上	13,824千円
川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託（令和4年度発行分）	令和5年度	7,584千円
川越市斎場予約受付管理、表示運営支援システム運用・保守業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	15,531千円
ごみ処理施設で使用する薬品購入に要する経費（令和5年度事業分）	令和4年度から 令和5年度まで	契約に基づき決定した期間中におけるごみ処理施設で使用する薬品購入に要する額
川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備に係るアドバイザー業務委託	令和5年度	44,803千円
川越市農業ふれあいセンター施設管理業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	210,972千円
川越市中小企業融資による県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償（令和4年度融資分）	令和4年度以降	県信用保証協会が行う保証債務額のうち川越市が負担すべき額及び利子
川越市中小企業融資に係る利子補給金（令和4年度融資分）	同 上	融資取扱金融機関との契約に基づく利子補給額
準用河川久保川改修工事（岸町3丁目）	令和5年度	84,780千円
準用河川久保川改修工事（第613号橋）（中台3丁目）	同 上	60,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等改修事業費	千円 856,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
地域ふれあいセンター改修事業費	22,800	同上	同上	同上
文化施設設備整備事業費	4,500	同上	同上	同上
美術館改修整備事業費	11,200	同上	同上	同上
総合体育館設備改修事業費	41,800	同上	同上	同上
民間社会福祉施設整備事業費	251,200	同上	同上	同上
みよしの支援センター施設改修事業費	12,100	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧東後楽会館 解体事業費	千円 4,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えするこ とができる。
民間保育施設 整備事業費	11,700	同上	同上	同上
公立保育施設 整備事業費	24,700	同上	同上	同上
市民聖苑やすらぎの さと設備整備事業費	9,700	同上	同上	同上
清掃運搬施設 整備事業費	9,900	同上	同上	同上
小畔の里クリーン センター改修事業費	4,400	同上	同上	同上
雨水建設改良事業費	150,000	同上	同上	同上
土地改良事業費	38,900	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業ふれあいセンター改修整備事業費	千円 31,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小仙波庁舎施設設備整備事業費	18,700	同上	同上	同上
道路環境整備事業費	120,900	同上	同上	同上
道路新設改良事業費	221,300	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業費	109,000	同上	同上	同上
河川整備事業費	382,100	同上	同上	同上
南古谷駅周辺地区整備事業費	38,900	同上	同上	同上
川越駅西口都市基盤整備事業費	22,800	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新河岸駅周辺地区 整備事業費	5,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
街路事業費	106,300	同上	同上	同上
公園整備事業費	212,400	同上	同上	同上
旧川越織物市場 整備事業費	252,900	同上	同上	同上
公営住宅改修事業費	52,900	同上	同上	同上
防災設備改修事業費	6,100	同上	同上	同上
教育センター施設 整備事業費	13,500	同上	同上	同上
認定こども園施設 整備事業費	55,500	同上	同上	同上
小学校施設 整備事業費	119,500	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校大規模 改造事業費	3,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
中学校施設 整備事業費	46,900	同上	同上	同上
中学校大規模 改造事業費	7,200	同上	同上	同上
高等学校改修 整備事業費	85,200	同上	同上	同上
学童保育室 整備事業費	16,000	同上	同上	同上
博物館等改修 整備事業費	9,400	同上	同上	同上
公民館改修 整備事業費	18,300	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
図書館改修 整備事業費	29,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
学校給食センター 施設整備事業費	9,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	2,400,000	同上	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	同上

令和 4 年度川越市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度川越市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,794,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 16 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		6,741,311 千円
	1 国民健康保険税	6,741,311
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		23,561,247
	1 県補助金	23,561,247
4 繰入金		2,986,510
	1 他会計繰入金	2,986,510
5 繰越金		350,000
	1 繰越金	350,000
6 諸収入		154,931
	1 延滞金、加算金及び過料	108,030
	2 市預金利子	24
	3 貸付金元金収入	672
	4 雑収入	46,205
歳入合計		33,794,000

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		464,169 千円
	1 総務管理費	280,212
	2 徴税費	181,726
	3 運営協議会費	871
	4 趣旨普及費	1,360
2 保険給付費		23,380,189
	1 療養諸費	20,091,912
	2 高額療養費	3,173,261
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	88,665

款	項	金額
	5 葬 祭 諸 費	25,050 千円
	6 傷 病 手 当 諸 費	1,200
3 国民健康保険事業費納付金		9,402,602
	1 医 療 給 付 費 分	6,374,175
	2 後期高齢者支援金等分	2,137,683
	3 介 護 納 付 金 分	890,744
4 共 同 事 業 拠 出 金		7
	1 共 同 事 業 拠 出 金	7
5 保 健 事 業 費		436,751
	1 特定健康診査等事業費	376,080
	2 保 健 事 業 費	60,671
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸 支 出 金		60,281
	1 償還金利子及び還付加算金	59,944
	2 延 滞 金	1
	3 貸 付 金	336
8 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	33,794,000

議案第26号

令和4年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,315,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,388,868 千円
	1 後期高齢者医療保険料	4,388,868
2 繰入金		909,128
	1 一般会計繰入金	909,128
3 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
4 諸収入		7,104
	1 延滞金、加算金及び過料	1,001
	2 償還金及び還付加算金	6,100
	3 預金利子	3
歳入合計		5,315,100

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		144,181 千円
	1 総務管理費	130,066
	2 徴収費	14,115
2 広域連合納付金		5,161,819
	1 広域連合納付金	5,161,819
3 諸支出金		6,100
	1 償還金及び還付加算金	6,100
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		5,315,100

議案第27号

令和4年度川越市歯科診療事業特別会計予算

令和4年度川越市歯科診療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 診療収入		31,262 千円
	1 外来収入	31,262
2 使用料及び手数料		124
	1 使用料	104
	2 手数料	20
3 繰入金		38,984
	1 他会計繰入金	38,984
4 繰越金		7,400
	1 繰越金	7,400
5 諸収入		730
	1 市預金利子	1
	2 雑入	729
歳入合計		78,500

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		66,447 千円
	1 施設管理費	66,447
2 医療費		9,052
	1 医療費	9,052
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		78,500

議案第28号

令和4年度川越市介護保険事業特別会計予算

令和4年度川越市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,141,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月16日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 保 険 料		5,888,894 千円
	1 介 護 保 険 料	5,888,894
2 国 庫 支 出 金		4,741,914
	1 国 庫 負 担 金	4,319,763
	2 国 庫 補 助 金	422,151
3 支 払 基 金 交 付 金		6,661,827
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,661,827
4 県 支 出 金		3,574,801
	1 県 負 担 金	3,477,307
	2 県 補 助 金	97,494
5 財 産 収 入		3,417
	1 財 産 運 用 収 入	3,417
6 繰 入 金		4,180,933
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,513,933
	2 基 金 繰 入 金	667,000
7 繰 越 金		90,000
	1 繰 越 金	90,000
8 諸 収 入		14
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	9
	3 雑 入	4
歳 入 合 計		25,141,800

(2) 歳出

款	項	金額
1 総 務 費		257,895 千円
	1 総 務 管 理 費	26,298
	2 徴 収 費	24,278
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	206,439

款	項	金額
	4 趣 旨 普 及 費	880 千円
2 保 険 給 付 費		23,990,993
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	22,321,423
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	514,067
	3 そ の 他 諸 費	15,954
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	568,967
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	90,000
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	480,582
3 地 域 支 援 事 業 費		742,172
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	69,984
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	633,360
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	37,115
	4 そ の 他 諸 費	1,713
4 基 金 積 立 金		3,417
	1 基 金 積 立 金	3,417
5 諸 支 出 金		117,323
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,050
	2 繰 出 金	111,273
6 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	25,141,800

議案第 29 号

令和 4 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 4 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 16 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 繰入金		493 千円
	1 他会計繰入金	493
2 繰越金		6,709
	1 繰越金	6,709
3 諸収入		68,498
	1 市預金利子	1
	2 貸付金元利収入	68,330
	3 雑収入	167
歳入合計		75,700

(2) 歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦 福祉資金貸付費		75,700 千円
	1 総務費	75,700
歳出合計		75,700

議案第30号

令和4年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算

令和4年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 使用料		106,963 千円
	1 使用料	106,963
2 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
3 諸収入		837
	1 市預金利子	1
	2 雑入	836
歳入合計		112,800

(2) 歳出

款	項	金額
1 事業費		110,658 千円
	1 事業費	110,658
2 公債費		1,142
	1 公債費	1,142
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		112,800

議案第31号

令和4年度川越市農業集落排水事業特別会計予算

令和4年度川越市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ224,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和4年2月16日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		178 千円
	1 分担金	178
2 使用料及び手数料		23,161
	1 使用料	23,161
3 繰入金		166,458
	1 他会計繰入金	166,458
4 繰越金		13,000
	1 繰越金	13,000
5 諸収入		3
	1 市預金利子	1
	2 延滞金	1
	3 雑入	1
6 市債		22,000
	1 市債	22,000
歳入	合計	224,800

(2) 歳出

款	項	金額
1 農業集落排水総務費		137,133 千円
	1 総務管理費	137,133
2 公債費		67,667
	1 公債費	67,667
3 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	224,800

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
川越市農業集落排水事業企業会計システム導入業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	16,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千円 22,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第32号

令和4年度川越市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数(月平均)	163,700戸
(2) 年間総配水量	39,741,200m ³
(3) 一日平均配水量	108,880m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

配水管新設、改良等 事業費 3,428,825千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	6,934,969千円
第1項 営業収益	6,469,423千円
第2項 営業外収益	465,531千円
第3項 特別利益	15千円
支 出	
第1款 水道事業費用	6,413,383千円
第1項 営業費用	6,304,081千円
第2項 営業外費用	99,009千円
第3項 特別損失	5,293千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,187,604千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額223,144千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金100,000

千円、過年度分損益勘定留保資金 2,021,054 千円及び当年度分損益勘定留保資金 643,406 千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	1,100,351千円
第1項 企業債	600,000千円
第2項 他会計負担金	43,183千円
第3項 工事負担金	367,797千円
第4項 水道施設加入金	89,370千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	4,287,955千円
第1項 建設改良費	3,575,347千円
第2項 企業債償還金	707,608千円
第3項 予備費	5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仙波町四丁目添架管 改良事業	千円		千円
			25,300	令和4年度	13,640
			令和5年度	11,660	
		167,970	令和4年度	102,000	
令和5年度	65,970				
		大字笠幡添架管改良 事業			

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市上下水道局営業業務委託	令和4年度から 令和10年度まで	契約に基づき決定した契約期間中における委託業務の執行に要する額
川越市上下水道施設管理システム構築及び運用業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	150,700千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
配水管更新事業費	千円 600,000	普通貸借	年5.0%以内	政府資金又は地方公共団体金融機構については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の

金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6 1 5 , 5 3 5 千円

(2) 交 際 費 4 3 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、3 0 , 4 1 7 千円と定める。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第33号

令和4年度川越市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗便所設置戸数	144,500戸
(2) 年間処理水量	50,200,000m ³
(3) 一日平均処理水量	137,534m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
公共下水道施設整備	事業費 1,077,113千円
公共下水道施設改良	事業費 936,166千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	6,331,357千円
第1項 営業収益	4,634,036千円
第2項 営業外収益	1,677,535千円
第3項 特別利益	19,786千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,134,937千円
第1項 営業費用	5,838,553千円
第2項 営業外費用	267,152千円
第3項 特別損失	24,232千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,737,816千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額172,752千円及び過年度分損益勘定留保資金2,565,064千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	871,862千円
第1項 企業債	500,000千円
第2項 国庫補助金	60,000千円
第3項 工事負担金	608千円
第4項 受益者負担金	37,500千円
第5項 分担金	9,300千円
第6項 他会計負担金	75,929千円
第7項 他会計補助金	188,521千円
第8項 固定資産売却代金	4千円

支 出

第1款 資本的支出	3,609,678千円
第1項 建設改良費	2,472,625千円
第2項 企業債償還金	1,132,053千円
第3項 予備費	5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	藤原町雨水貯留施設 築造事業	千円		千円
			260,000	令和4年度	150,000
				令和5年度	110,000
		198,000	令和4年度	118,800	
			令和5年度	79,200	
		336,600	令和4年度	150,000	
令和5年度	186,600				

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市水洗便所改造資金融資あつせん 条例による損失補償(令和4年度融資 分)	令和4年度以降	回収されない元本及 び納付すべき利子の合 計額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 500,000	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5 3 3 , 2 7 8 千円

(2) 交 際 費 4 3 千円

(他会計からの補助金)

第 1 1 条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、 2 2 4 , 3 3 7 千円である。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

川越市長 川 合 善 明